

▼一般住宅用地…小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といい、課税標準額が価格の3分の1になります。ただし、家屋の床面積の10倍までとなっています。また、併用住宅の場合は一定の率を乗じた面積だけが特例の対象となります。

▼小規模住宅用地…200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸当たり200㎡まで)を小規模住宅といい、課税標準額が価格の6分の1になります。

住宅用地には、税負担を軽減する特例措置が設けられていて減額されます。

◆宅地について次の区分があります
 【住宅用地】
 住宅用地には、税負担を軽減する特例措置が設けられていて減額されます。

固定資産税の届け出



固定資産税の課税の基準となる日は毎年1月1日です。今年中に家屋を新築・増築したり、既存の家屋を取り壊した場合は確認させていただきますので、税務収納課資産税係までご連絡ください。

【非住宅用地】

非住宅用地には特例措置はありません。倉庫などを取り壊した場合、家屋の評価がなくなり、税額は下がります。

◆新築住宅には減額措置があります
 ▼減額措置とは…居宅や併用住宅を新築したときは、新築後一定期間、次の要件で固定資産税が減額されます。対象は居住部分となっており、併用住宅では居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。また、床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上、280㎡以下)となっています。対象面積は居住部分の120㎡となり、120㎡までの住宅は全面積を、120㎡を超える住宅は120㎡分を減額します。

減額される額は税額の2分の1、減額される期間は一般の住宅は新築後3年間、長期優良住宅は新築後5年間です。

■問い合わせ
 市役所税務収納課

12月定例議会の主な予定

- 開会 11月28日(木)9:30~
 - 一般質問 12月5日(木)・6日(金)9日(月)・10日(火)
 - 議案質疑・付託 12月10日(火)
 - 委員会審査 12月11日(水)・12日(木)
 - 閉会 12月20日(金)
- 問 市議会事務局 ☎57-8513

市役所税務収納課 市役所市民保険課、市役所高齢者介護課

社会保険料の納付確認書発行について

令和6年中に納付された国保税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書を、市役所税務収納課、市民保険課、高齢者介護課および各支所で発行します。年末調整や確定申告が必要な方はご利用ください。

申請の際、本人確認のできるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)をお持ちください。別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。※来庁が困難な方には郵送もできますので、各課までご連絡ください。

■問い合わせ
 市役所税務収納課 市役所市民保険課、市役所高齢者介護課

「分割調剤」とは、患者の状況を考慮し薬剤師のサポートが必要な場合や、シネリック医薬品を初めて利用するのが不安な患者に対して、不安を取り除く場合等に行われます。例えば、90日分の医薬品を30日分ごとに調剤して交付する

▼分割調剤とリフィル処方箋の違い
 「分割調剤」とは、患者の状況を考慮し薬剤師のサポートが必要な場合や、シネリック医薬品を初めて利用するのが不安な患者に対して、不安を取り除く場合等に行われます。例えば、90日分の医薬品を30日分ごとに調剤して交付する

▼リフィル処方箋を使うことで
 ・医療機関の受診回数が減るので、医療費の負担が少なくなります。
 ・通院のための移動時間や病院での待ち時間の負担を減らすことができます。
 ※リフィル処方箋の発行には医師の判断が必要ですので、詳しくはかかりつけの医師にご相談ください。

「リフィル処方箋」とは、症状が安定している人に対して医師が定めた期間内で最大3回まで繰り返し使用できる処方箋のことです。病院で再診を受けずに同じ薬を薬局で受け取ることができます。



健康

■問い合わせ
 市役所市民保険課

固定資産税 第3期
 国民健康保険税 第6期
 介護保険料 第6期
 後期高齢者医療保険料 第6期

の納期限は**12月25日(水)**です。
 期限内の納付をお願いします。



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除し、所得税および住民税額を軽減することができます。

【控除対象】 令和6年1月~12月の期間に納付した保険料の全額(過去の年度分や追納された保険料を含む)
 ※配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料についても合わせて控除することができます

【手続き方法】 年末調整や確定申告により申告してください。なお、令和6年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類(領収証書等)を添付する必要があります。

【証明書類について】 保険料を支払ったことの証明書類として、日本年金機構から下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます(登録をすると郵送されなくなります)



ないようきちんと納めましょう。

対象者	送付方法	送付時期
① 令和6年1月1日から令和6年9月30日までに国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次
	郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
② 令和6年10月1日から令和6年12月31日までに国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除く)	電子送付	令和7年1月下旬
	郵送	令和7年2月上旬

●問い合わせ/ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570-003-004 / 050から始まる電話の場合は ☎03-6630-2525



福祉

12月10日(火)に10月分、11月分の2か月分の児童手当を振り込みます。制度改正により12月から2か月に1回の支給となりますので、通帳で入金の確認をお願いします。

■申請期限
 令和7年3月31日(月)
 ■問い合わせ
 市役所市民保険課



環境

公園遊具の異変に気付いたらご連絡を
 住宅政策課では、当課の管理する公園を対象に、年1回遊具の安全点検を実施しています(危険箇所が発見された場合には順次対応しています)。子どもたちの安全を守り、より快適にご利用いただくために、遊具等の不具合や危険箇所など、お気づきの点があればご連絡ください。

児童手当の手続きはお済みですか
 児童手当の制度が10月から改正され、支給対象が拡大されています。手続きが必要と思われる世帯には9月中旬以降に案内を発送しています。
 ■手続きが必要な方
 ・中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方
 ・所得が上限限度額を超えており、児童手当の支給が停止となっていた方
 ・18歳年度末以降から22歳年度末までの児童を養育しており、その児童と0歳から高校生年代の児童が合わせて3人以上いる方
 ※養育している高校生年代の児童の住所が香南市外の場合は、こちらで把握できませんので担当までご連絡ください